

北九州市芸術文化施設管理要綱

北九州市芸術文化施設条例（平成 15 年北九州市条例第 55 号）（以下「条例」という。）及び北九州市芸術文化施設条例施行規則（平成 15 年北九州市規則第 83 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市芸術文化施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（暴力団の排除）

第 2 条の 2 使用許可を行ったのちに、その使用が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）を利するおそれがあるとわかった場合、市長又は指定管理者は、北九州市暴力団排除条例（平成 22 年北九州市条例第 19 号）に基づき、使用団体が暴力団であるかどうかについて、福岡県警察に照会を行う。

- 2 前項の照会について、指定管理者は、市長を通じて福岡県警察に照会を行うものとする。
- 3 前二項の照会により、使用団体が暴力団であることが判明したときは、使用許可を取り消し、既納の使用料は返還しない。